

野原 議員 (日本共産党 幕別町議員団) 答 問

難聴福祉

の充実を

1

護

^

0

慮

な

ども含

いきた

41

細

か シ

自費購入となる。 満たない軽度中度の聴力障害者は 援器を給付されているが、それに 障害者と認定され補聴器や生活支 シベル以上の聴覚損失者は、 と推定される。 で70歳以上の約半数1000万人 加齢とともに聴覚が衰える 老人性難聴の患者は、 両耳の聴力が70デ 聴覚 全国

施している自治体もある。 装着すると40万円以上と価格が高 要因はデジタル補聴器なら両耳に 比べて約半分程度と低く、 いことである。 日本の補聴器の普及率は欧米に 補聴器の支給を実 番の

②補聴器購入費用の助成を。 ①集団検診に聴力検査を加えること。 ③役場窓口に磁気ループの設置を。 以下について伺う。

答

考えていない現行制度以上

行制度以上

0

拡

大措

置

は

法により検診車と町の施設で実施 するには、 長① スマイル検診は集団検診の方には、防音の設備が必要のた 聴力検査を正 確に実施

> ③ 課題 るので、 ②町では、 ことは困難であると考えている。 連携させて、 身体障害者手帳の交付申請事務を に している公共施設などの先進事例 るよう努めていきたい。 害者に該当する方もいると思われ 老人性難聴の方の中には、 ては現在のところ考えていないが、 づく補装具給付以外の助成につい しているので、 て調査・研究していきたい 等も聞いているので、 専門医への受診の勧奨と 障害者自立支援法に基 多くの方へ支援でき 検査 項目に加える 聴覚障 設置

問 度国 及の改善を国保窓口一 部 負 担 金 減免制

る申請は対象外」としている。 ない恒常的な低所得を理由とす 町では減免制度を いるが、 「特別な事由に該当 実 施 L 7

> ある。 所得1 該当しない恒常的な低所得を理 ②国保法第4条の「特別な事 経過しているが実績は。 ①減免制度が実施されてから1年 なっている。 由」とする申請を対象とすること。 払えず医療を受けられない 6 %と暮らしの困難さが明らかに 00万円以下の 以下について伺う。 医療費の自己負担が 町 民 、現状も が 49 由 に

これ以上の拡大措置については考 ②減免制度の施行に当たり、 から、 場合によっては、 えていないが、 額1件を決定している。 免制度に基づき申請がなされ、 件は生活全般が困窮している状況 ついては、 独自の拡大措置を追加したため、 か月間の免除1件と2か月間 活保護を申請され、 町 **長** ①3件の相談があ 相談の結果、 相談をしていただき、 困窮している方に 公的支援につな 残り2件は減 理解を得て生 ŋ, 本町 0 1 減 1

げるなどの対応をしていきた

ではないか。 いで頑張っている人の応援が必要 の対象となる人もいる。受給しな ②減免基準以下の所得では、 なり医療費の削減につながる。 れ孤立化を防ぎ、 応すればコミュニケーショ ①難聴を早期 認知症予防にも 発 見、 ンがと 早 生 期 妆

の事例、 ②今の段階で対応できるか難し ていかなければならないという思 問題がある。 の対象の助成と思われるの 答①障害者の認定まで いでいる。 査検討をさせていただきたい。 実態を見ながら、 もう少し状況や他町 1 カュ 対応し な 1 調 方 1

